

## 国家選挙庁(INE)が指摘する選挙制度改革に向けた二次法改正(Plan B)の影響

### (1) 投票所の設置・運営

- 投票所の運営を監督する全国 300 地区の選挙管理委員会の理事の数を各地区 5 名から 1 名に減らすこと、その他の人員を削減することにより、自由で、真正な、秘密裏の投票を確保するための体制が危うくなる。
- 人員削減の影響で各地区最低 2 割の投票箱を設置できない場合、選挙自体が取り消されるリスクが高まる。

### (2) 選挙人名簿の管理

- 全国 900 カ所の選挙権証明書発行所の理事を各箇所 1 名に減らすことにより、十分な選挙人名簿の管理(登録・抹消)や証明書の発行業務に支障をきたす。
- 在外公館でパスポートなどの ID を基に在外選挙を認めることは、選挙制度における INE の独立自治機関としての権限を弱体化させる。
- 選挙権証明書の発行所を経費節減の観点から学校や病院などの公的機関の中に設置することにより、選挙人の個人情報外部に洩れる危険性が高まる。

### (3) 投票の集計

- 投票の集計プロセスの変更、段階的に複数作成していた集計表を一つの集計表に一本化することには、集計プロセスの透明性や結果の信ぴょう性に影響を与える。
- 研修を受けた専門職員の大幅削減により、集計作業が遅れる。
- 投票所から INE 地方支部へ投票結果の送付を行っていた人員を削減することにより、投票結果の支部への 100%到着を危うくする。

### (4) 選挙における公平性

- 選挙キャンペーン機関中に行政による宣伝行為を禁止する現行規制を緩和し、特定の予算配分がない広報活動や各公務員の表現の自由などを根拠とした発言を「宣伝」とはみなさないこと、公共サービスについての情報提供は認められることなどが盛り込まれることにより、選挙の公平性が揺らぎ、行政や与党に有利な選挙となる。
- 選挙キャンペーン、事前キャンペーンについての経費支出報告書を提出しなかった、あるいは経費が上限を超えてしまったなどの場合でも、候補者としての登録が取り消されることがないと規定されることにより、選挙機関中の INE の監視権限が弱体化する。

(5) 中立な選挙監視機関である INE の弱体化

- 各地区における投票所設置や監視のために働く専門職員 (SPEN) の数を合計 84.6%削減することや、INE 本部の管理部門の職員を削減することにより、INE の独立自治機関としての体制が弱体化し、自由で、信頼のおける選挙体制を保証することができなくなる。
- INE の弱体化により、市民の政治参加や選挙権に悪影響を与える、また、身分証明書として機能する選挙権証明書の発行不備により、市民の身分を明らかにする権利も損なわれる。
- 多数の人員削減により、INE で働く既存労働者の労働権が侵害される。

以 上